

議案第45号

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鹿児島県条例第37号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め，  
同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「，海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行令の改正に伴い，所要の改正をしようとするものである。